

公益財団法人 家計経済研究所 費用弁償規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人家計経済研究所の定款第 16 条第 2 項に規定する評議員、第 32 条第 2 項に規定する役員、及び第 45 条第 4 項に規定する顧問の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(非常勤役員等の範囲)

第 2 条 この規程を適用するものは、非常勤評議員及び非常勤役員とする。

- 2 国家公務員法第 2 条及び地方公務員法第 3 条に規定する職（一般職及び特別職）にあつては、非常勤評議員及び非常勤役員に在任する者については、旅費のみを支給することができる。

(費用弁償の額)

第 3 条 費用の弁償額は、一日につき手取額 10,000 円とする。ただし、遠隔地から諸会議等に出席するため、特別の経費を必要とする場合には、役員旅費規程等に定める基準に準じてその費用を支給することができるものとする。

(規程の変更)

第 4 条 この規程の変更は評議員会の決議によるものとする。

(補 則)

第 5 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人 家計経済研究所の設立の登記のあった日（平成 22 年 4 月 1 日）から施行する。